

平成30年度 広島市景観シンポジウム

「広島の景観 これまでとこれから」

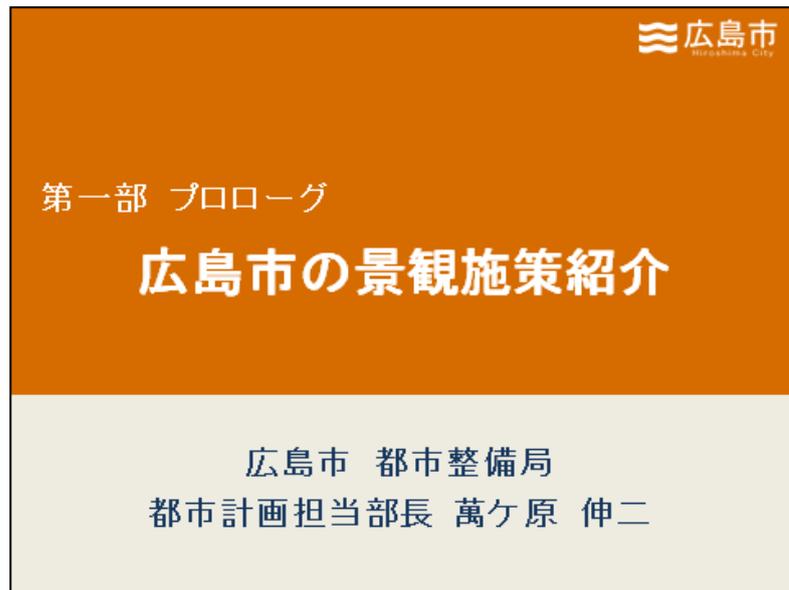
日 時 平成31年 2 月 9 日（土）13時30分～16時

場 所 広島平和記念資料館東館

地下 1 階 メモリアルホール

第 1 部 プロローグ（景観施策紹介）

「『原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方』など」



○萬ヶ原部長

都市計画担当部長の萬ヶ原です。

広島市のこれまでの景観施策について御紹介させていただきます。



広島をより魅力的なものとして次世代に引き継ぐため、昭和56年に、広島市都市計画を策定し、あわせて全市域を対象とした都市美協議制度を開始しました。さらに、重要かつ象徴的な五つの地区については、地区固有の計画協議制度を設け、美しい都市景観の形成に取り組んできました。



地区固有の景観協議制度の一つが、原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要項ですが、これは平成8年の世界遺産登録に先立ち平成7年に策定したもので、建築物などの形態意匠について基準を定め、市民の皆様との対話により、世界遺産周辺にふさわしい良好な景観づくりに取り組んできました。



これは、こういった対話型の景観協議制度の中で、本市の取り組みの趣旨を御理解いただいた事例です。平和大通り沿いのビルの景観誘導の取り組み、右側下の拡大図、平和記念公園から見える屋外広告物の色彩を、コーポレートカラーの赤からシルバーに変更していただいた事例です。

このような対話型の協議制度を30年以上にわたり実施し、これまでに1万件を超える協議実績を重ねてきました。



そうした中、このような対話型の協議制度では、良好な景観形成に努める一方、法的な後ろ盾のない自主的な取り組みでは、制度上の限界もありました。全国の自治体においても同様の課題が生じていたことから、平成16年、国が景観法を制定しました。この景観法に基づく景観計画を定めることにより、法に基づく届け出制度を通じ、これまで以上に

建築物の形や色の調和を保つことができるようになり、本市においても、平成26年7月に、広島市景観計画を策定しました。

■ 建築物等と屋外広告物の規制・誘導のイメージ

○ 建築物・工作物

- ・ 形態意匠の基準
- ・ 色彩の基準

○ 屋外広告物

- ・ 壁面利用広告物の総量規制
- ・ 広告物の色彩の規制
- ・ 広告物の設置高さの制限
- ・ 屋上広告物の設置の制限

この景観計画では、建築物や工作物などについては、外観の形状や材質といった形態意匠の基準や、マンセル表示系を用いた色彩の基準を設け、屋外広告物については、広告物の総量の規制、色彩の規制などの基準を定めています。

■ 景観計画区域 広島市
HIROSHIMA CITY

区域

○ 景観計画区域・・・広島市全域

- 景観計画重点地区（13地区）
- 一般区域（景観計画重点地区以外）

これらの基準を適用する範囲である景観計画区域は広島市全域とし、その中でも特に本市の景観にとって重要かつ象徴的、代表的な13の地区を、景観計画重点地区として定め、よりきめ細かな景観づくりを進めることとしています。



この重点13地区は、平和、歴史・文化、水と緑、にぎわい・おもてなしといった、4つのキーワードにより分類、設定し、



平和に分類する地区としては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺、平和大通り沿道の地区を、



歴史・文化としては、縮景園周辺地区、不動院周辺地区など4地区を、



水と緑としては、リバーフロント・シーフロント地区、西風新都市地区の2地区を、



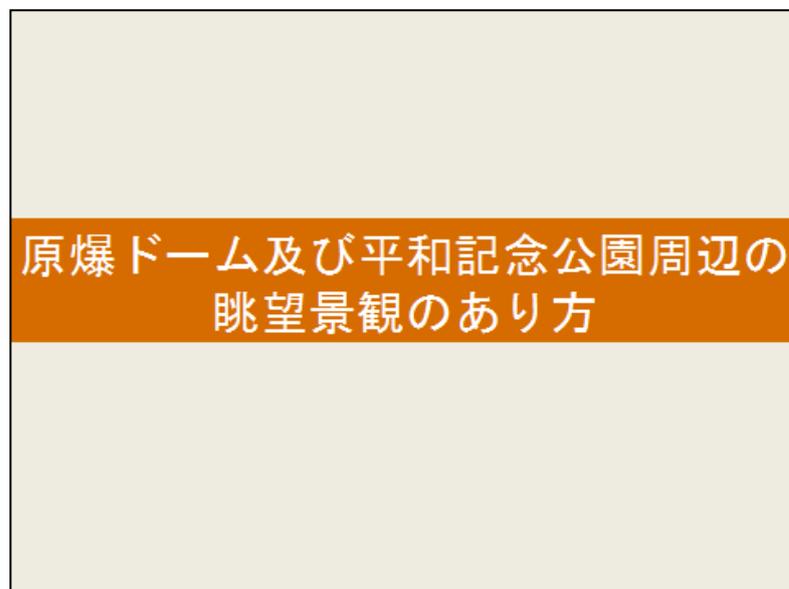
にぎわい・おもてなしとしては、広島駅新幹線口、広島駅南口地区など5地区としています。これら各地区においては、特色に応じて形態意匠の基準を定め、より細かな景観づくりを進めています。



そのほかにも、景観に関する意識の醸成を目的としたものとして、「ひろしま街づくりデザイン賞」や、「ビューティフルひろしま」の作成などがあります。画面左の「ひろしま街づくりデザイン賞」は、良好な景観の形成に貢献する建築物や看板、活動などを表彰する制度で、平成6年度から実施し、今年度で第16回目の選定・表彰を行いました。また、右の「ビューティフルひろしま」は、被爆70周年事業として、「広島らしい眺望景観」の募集を行い、市民投票により25カ所を選定し、パンフレットにまとめております。

■ 景観シンポジウムの開催					広島市 Hiroshima City
景観に対する市民の皆様との共通認識を深める取組					
平成23年度	平成24年度		平成25年度		
2月	10月	2月	9月	2月	
観光と景観	景観法の理念	歴史・文化	水と緑	公共空間	
平成26年度	平成27年度	平成28年度			
11月	2月	1月			
世界に誇れる『まち』	景観と屋外広告物	世界遺産と眺望景観			

また、景観シンポジウムを景観に関する意識の醸成の一環として行っている取り組みの一つで、平成23年度から、景観に関するさまざまなテーマについて専門家をお招きし、本日で9回目の開催となります。平成29年1月の前回のシンポジウムでは、本日もパネリストとしてお越しいただいてる大澤先生を講師とし、世界遺産と眺望景観と題して開催をいたしております。



それでは、ここから、このたび策定した「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」について御説明させていただきます。

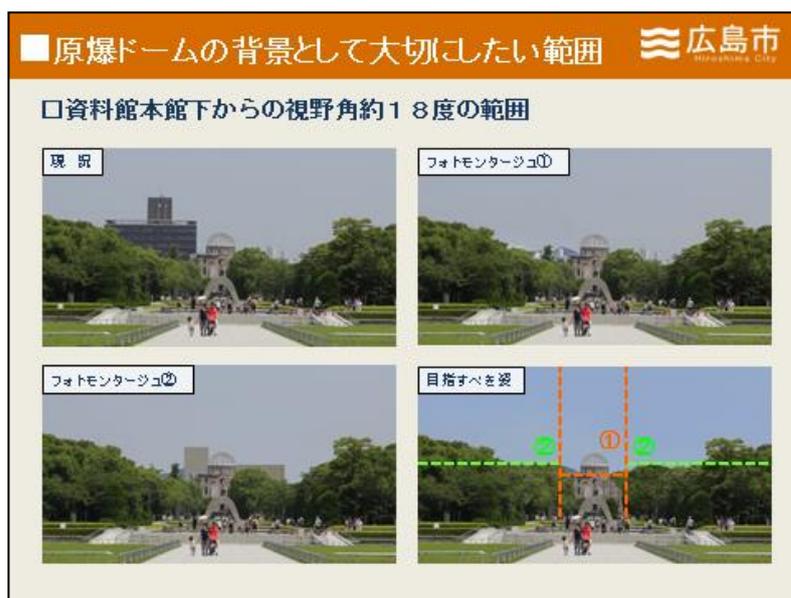


これは、平和記念公園を上空から撮影した写真です。画面下から平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームが、東西に走る平和大通りに直行するように南北方向に配置されています。あり方の検討に当たっては、広島市景観審議会の中に、眺望景観検討部会を設置し議論を重ねてきました。その議論の中で、平和都市広島を象徴する景観として特に重要な役割を担っている、この南北方向の眺望景観を優先して議論を進め、取りまとめることとしました。



専門部会では、まず、南北方向の眺望景観において、原爆ドームの背景として大切にしたい範囲を設定することとしました。人が立って見る位置である視点場、視点場からの見え方に着目し、一つは、慰霊碑の前に立ったとき、背景の建物などが慰霊碑の輪郭に重なって見える範囲であり、右側上の図のピンク色の点線に挟まれた範囲となります。

もう一つは、資料館本館下から、慰霊碑、原爆ドームを注視、眺めた場合です。一般的に、特定の対象を注視したときの人間の水平方向の視野角は約18度と言われており、その18度の幅を示したものが右側下の図の黄色い点線で挟まれた部分となります。これら二つの範囲を平面に反映したものが左の図であり、おおむね同じ範囲となることが確認できます。また、部会での検討に当たっては、実際に各委員が現地で視点場に立ち、見え方を確認した上で、大切にしたい範囲を、資料館本館下を視点場として視対象である原爆ドームを眺めたときの視野角、約18度の幅におさめることとしました。

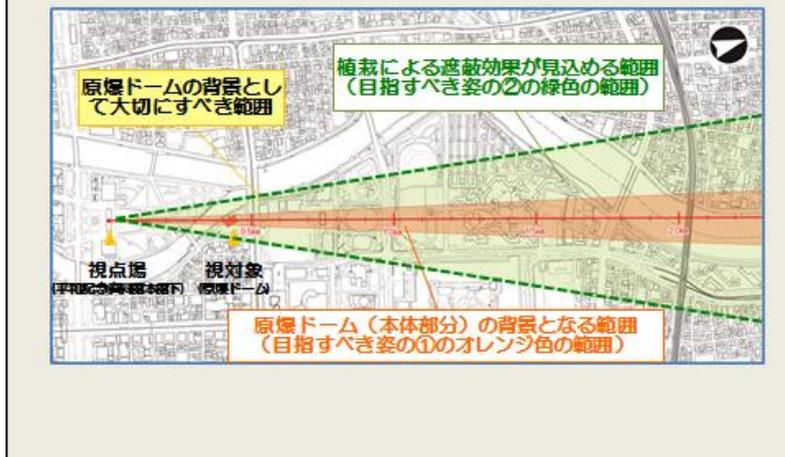


これらの写真は、資料館本館下から原爆ドームを眺めたときの原爆ドームの背景として大切にしたい範囲を示した写真です。この大切にしたい範囲において、どのような姿を目指すのか、さまざまなフォトモンタージュを作成し、専門部会で議論するとともに、平和記念公園の来園者にもアンケートを実施しました。

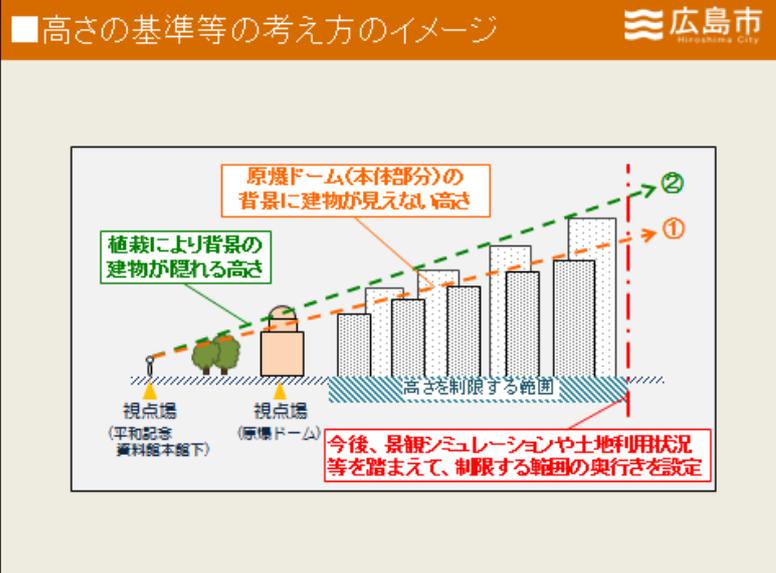
左上は現況です。右の上は商工会議所が見えなくなった場合、左下は原爆ドームを背景に、原爆ドームと重なるように仮想の建築物が建った場合。そして、右下の写真が、公園内の植栽の工夫を反映した上で、大切にしたい範囲に建物が何も見えない場合のフォトモンタージュであり、この状況を目指すべき姿としました。

この写真は、オレンジ色と緑の補助線が入っています。この①、左右のオレンジ色の縦線で挟まれた範囲は、原爆ドームの本体部分の背景となり、植栽による遮へい効果が見込めない範囲です。また、②の緑色の横線より下の範囲は、植栽による遮へい効果が見込める範囲です。

■原爆ドームの背景として大切にしたい範囲



それを平面図にあらわしたのがこちらです。薄いオレンジ色で塗られた範囲が、先ほどの目指すべき姿の写真の①のオレンジ色の線の範囲、原爆ドーム本体部分の背景となる範囲です。薄い緑色の範囲が、先ほどの②の緑色の線の範囲で、植栽による遮へい効果が見込める範囲です。

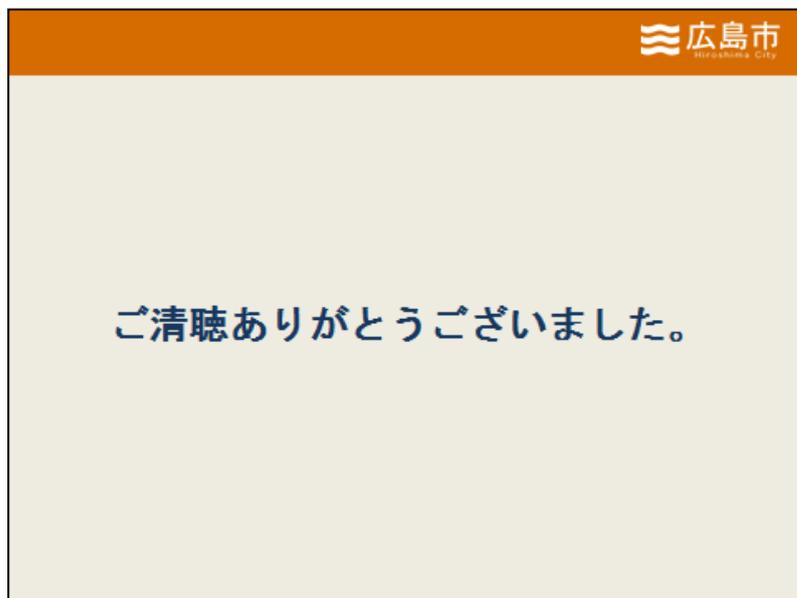


こちらは、高さ基準の考え方のイメージを断面で示したものです。大切にすべき範囲においては、植栽による遮へい効果が見込めない①のオレンジ色の範囲と、植栽による遮へい効果が見込める②の緑色の範囲、それぞれ視点場からの距離に応じて、建物が見えないよう高さ基準を設定しています。高さ制限をする範囲の奥行きについては、今後、景観シミュレーションや土地利用状況等を踏まえて、制限する範囲の奥行きを設定します。

また、高さ制限する範囲より北側のエリアについては、形態や色彩による基準を設ける

など、別途、検討を深めます。

今後は、このあり方を踏まえた南北軸線上の眺望景観の具体的な制限内容などについて、引き続き関係権利者や市民の皆さんの理解を得ながら、部会や審議会での議論を進め、検討していきたいと考えております。



「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」については、後ほどのパネルディスカッションでも話題にさせていただくこととしております。

以上、広島市の景観施策の紹介を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。